

ID: 170

担当部署: 産業課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	高根沢町営土地改良事業等の施行に伴う分担金徴収条例 第2条		
例規番号	昭和52年条例第12号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第2条及び第3条の規定による。 (分担金の徴収)</p> <p>第2条 法第96条の2の規定に基づく高根沢町営土地改良事業等に要する費用については、当該土地改良事業等の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者その他当該事業により特に利益を受ける者からその者の受ける利益を限度として、その費用の全部又は一部を徴収する。 (分担金の額)</p> <p>第3条 前条の規定により徴収する分担金の額は、当該事業に要する費用の範囲内において、また当該費用に対し、国又は県から補助金の交付を受ける場合には、その補助金の額を除いたものを超えない範囲内において町長が定める。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日